

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和3年度実施政策)

(総務省R3-⑥)

政策 ^(※1) 名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築				担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室		作成責任者名	自治税務局企画課長 田辺 康彦			
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。				年度ごとの実績(値) ^(※2)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図る。 [中間アウトカム]:税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び地方税の応益課税を強化する。					国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>		歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標>		地方税の都道府県別人口一人当たり収税額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>		
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠				
				基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	国と地方の税源配分の在り方の見直し	1	国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 61.7:38.3 (平成30年度決算)	令和元年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	令和4年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	国:地方=60.7:39.3 (令和元年度決算)	—	—	国と地方の税源配分については、国と地方の役割分担に応じた税源配分とすることが望ましいことから、地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方の見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成29年度決算)国:地方=61.5:38.5 (平成28年度決算)国:地方=60.5:39.5
		②	歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 40.2% (平成30年度決算)	令和元年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	令和4年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	地方税の割合 39.9% (令和元年度決算)	—	—	地方団体が提供する行政サービスの財源はできるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいことから、地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。 【参考】 (平成29年度決算)39.4% (平成28年度決算)38.8%
	税源の偏在性が小さい地方税体系の構築	3	地方税の都道府県別人口一人当たり収税額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	地方税計 最大値/最小値 2.3倍 (平成30年度決算)	令和元年度	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。	令和4年度	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。	最大値/最小値 2.4倍 (令和元年度決算)	—	—	税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する必要がある。都道府県別人口一人当たり収税額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成29年度決算)地方税計 最大値/最小値 2.3倍 (平成28年度決算)地方税計 最大値/最小値 2.4倍
		4	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 <アウトカム指標>	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 39項目 (令和2年度税制改正による導入数 1項目)	令和元年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	令和4年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 41項目 (令和2年4月緊急経済対策による導入数 1項目 令和3年度税制改正による導入数 1項目)	—	—	地方団体の自主性・自立性を一層高め、地域の実情に対応した政策を展開していくことが理想である。地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。(「地域決定型地方税制特例措置」とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み) 【参考】 (平成31年度税制改正における導入数) 0項目 (平成30年度税制改正における導入数) 2項目

住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	地域の実情に対応した政策を展開するため、地方税制度の改革	⑤	地方税における税負担軽減措置等のうちの「政策減税措置」の見直し <アウトプット指標>	67項目を見直し(うち23項目を廃止・縮減) (令和2年度税制改正)	令和元年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	令和4年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	89項目を見直し(うち12項目を廃止・縮減) (令和3年度税制改正)	—	—	税負担軽減措置等は、地方団体が提供する行政サービスの財源としての地方税を減収させる要因の一つであることから、適用僅少の特例等であるか、適宜その実態の透明化を図ることが望ましい。税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。 【参考】 (平成31年度税制改正)80項目を見直し(うち3項目を廃止・縮減) (平成30年度税制改正)55項目を見直し(うち20項目を廃止・縮減)
		⑥	法定外税や超過課税の導入件数 <アウトプット指標> 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】	【法定外税】61件 【超過課税】1,717件 (令和元年度)	令和元年度	地方団体の課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援を行うことにより、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	令和4年度	地方団体の課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援を行うことにより、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	【法定外税】65件 (R2.4.1時点) 【超過課税】1,740件 (R2.4.1時点)	—	—	法定外税を始めとする課税自主権に係る制度は、地域特有の課題を解決するための重要な財源確保手段であり、その活用を図る自治体への支援を行うことは、地方独自の行政サービスの向上促進につながると考えられるため、指標として設定。(支援策としては、電話相談や各種会議等での積極的な周知などを想定。) 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIは、施策の達成状況を表すものとなっております、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
達成手段(開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する指標 ^(※4)		達成手段の概要等			令和3年度行政事業レビュー事業番号		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度								
(1)	地方税制度の整備に必要な経費(昭和25年度)	※7			1～6		※7			0022		
(2)	地方税法(昭和25年)	—			1～6		地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。					
政策の予算額・執行額		55百万円 (44百万円)	37百万円 (21百万円)	37百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの)		施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
							令和3年度税制改正の大綱	令和2年12月21日	ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行う。			

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主要な指標(Key Performance Indicator)のことである。

※6 「地方税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第4号に規定する地方税をいう。

※7 総務省令和3年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyuu3.html)を参照。